（略）	（略）
第七十五号及び第百六十一号	六十万九千円
第七十六号及び第百六十一号	六十万九千円
第九十八号、第九十九号及び第百二号	四十二万二千円
第百六十一号及び第百七十五号	六十万九千円

五　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百十号	七十九万六千円
第百十一号	百七万七千円

六　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百十号	百七万七千円
第十一号及び第百十号	七十九万六千円

七　第九十号及び第百六十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十号及び第百六十九号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

八　第九十一号及び第百六十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十一号及び第百六十九号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第九十一号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

（略）	（略）
第七十五号及び第百五十八号	六十万九千円
第七十六号及び第百五十八号	六十万九千円
第九十六号、第九十七号及び第百号	四十二万二千円
第百五十八号及び第百七十二号	六十万九千円

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百八号	七十九万六千円
第百九号	百七万七千円

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十一号、第十三号及び第百八号	百七万七千円
第十一号及び第百八号	七十九万六千円

六　第八十八号及び第百六十六号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第百六十六号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七　第八十九号及び第百六十六号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十九号及び第百六十六号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第八十九号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。